

健発0114第2号
平成23年1月14日

各〔都道府県知事
政令市市長
特別区区长〕殿

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び
検疫法施行令の一部を改正する政令等の施行について(施行通知)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第5号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第6号)が本日公布されたところ、今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係者への周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令について

(1) 改正の概要

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令関係

ア チクングニア熱を四類感染症に追加したこと。

イ アレナウイルス属チャパレウイルス及びエボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルスを一種病原体等及び特定一種病原体等に追加したこと。

② 検疫法施行令関係

ア チクングニア熱を検疫感染症に追加したこと。

イ 検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料の額を診療報酬の改定を踏まえ、改定したこと。

(2) 施行期日

(1) の①のイについては、平成23年1月24日から、それ以外のものは平成23年

2月1日から施行するものとしたこと。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

(1) 改正の概要

薬剤耐性アシネトバクター感染症を五類感染症に追加するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条に基づき指定届出機関により発生動向を把握する対象疾病としたこと。

(2) 施行期日

平成23年2月1日から施行するものとしたこと。

3 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について別添（新旧表）のとおり改める。

この実施要綱の改正は、平成23年2月1日から施行する。

第二十二條第一項第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 一、一ジメチルヒドラジン

第二十三條第一号及び第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第五号中「三酸化砒素」を「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素」に改める。

別表第三第二号15を次のように改める。
15 酸化プロピレン
別表第三第二号19の次に次のように加える。
19の2 一、一ジメチルヒドラジン

第二條 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一号中「以下この条を「次号」に、「次のいずれかに該当するもの」を「この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるものうち、直径千五百ミリメートル以上のもの」に改め、イ及びロを削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

附則

（施行期日）
第一條 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二條の規定及び附則第五條から第七條までの規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 事業者は、第一條の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六條第十八号に掲げる作業（第一條の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六條第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三條 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十三年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七條第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八條第九号の十三、第十四号の九、第十四号の十及び第三十号の二に掲げる物
二 新令第十八條第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

第四條 事業者は、新令第二十一條第七号に掲げる作業場（旧令第二十一條第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

第五條 第二條の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号。次条において「旧改正令」という。）附則第三條第一号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、直径千五百ミリメートル未満のものに限る。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五條の規定は、適用しない。

第六條 前条の規定により労働安全衛生法第五十五條の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八條及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

第七條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一條ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令
内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第五項第十一号及び第二十項第六号並びに第五十六條の三第一項第一号並びに検疫法（昭和二十六年法律第二十一号）第二條第三号、第二十六條及び第二十六條の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）
第一條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一條第九号中「腎症候性出血熱」を「腎症候性出血熱」に改め、同条中第三十一号を第三十二号とし、第十七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「日本紅斑熱」を「日本紅斑熱」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 チクングニア熱
第一條の次に次の一号を加える。
（一種病原体等）

第一條の二 法第六條第二十項第六号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。
一 アレナウイルス属チャパレウイルス
二 エボラウイルス属ブンディギョエボラウイルス
第三十五條第一号中「サビアウイルス」の下に、「チャパレウイルス」を加え、同条第二号中「スーダンエボラウイルス」の下に、「ブンディギョエボラウイルス」を加える。

（検疫法施行令の一部改正）
第二條 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「感染症は」の下に、「チクングニア熱」を加える。
別表第二号人又は貨物に対する検査の検疫感染症の病原体の有無に関する検査

検査対象	検査回数	検査費用
エボラ出血熱	一件につき	二、七五〇円
クリミア・コンゴ出血熱	一件につき	二、七五〇円
痘毒	一件につき	二、七五〇円
南米出血熱	一件につき	二、七五〇円
ペスト	一件につき	七、五〇〇円

マールブルグ病	一件につき	二、七五〇円
ラッサ熱	一件につき	二、七五〇円
新型インフルエンザ等感染症	一件につき	三、四五〇円
チクングニア熱	一件につき	二、三五〇円
デング熱	一件につき	二、三五〇円
鳥インフルエンザ(H5N1)	一件につき	三、四五〇円
マラリア	一件につき	二、〇五〇円

別表第一の二病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

急性灰白髄炎	一件につき	二、三五〇円
細菌性赤痢	一件につき	二、九〇〇円
ジフテリア	一件につき	三、一〇〇円
腸チフス	一件につき	二、九〇〇円
パラチフス	一件につき	二、九〇〇円
腸管出血性大腸菌感染症	一件につき	二、九〇〇円
アメーバ赤痢	一件につき	一、五〇〇円
ウエストナイル熱	一件につき	二、三五〇円
A型肝炎	一件につき	三、〇五〇円
黄熱	一件につき	二、三五〇円
後天性免疫不全症候群	一件につき	二、八五〇円
シアルジア症	一件につき	一、五〇〇円
腎症候性出血熱	一件につき	二、三五〇円
日本脳炎	一件につき	二、三五〇円
破傷風	一件につき	三、一〇〇円
ハンタウイルス肺症候群	一件につき	二、三五〇円
麻疹	一件につき	二、三五〇円

附 則

この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

省 令

○文部科学省令第一号
独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十六条の規定に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年一月十四日
文部科学大臣 高木 義明
独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人国立大学財務・経営センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第六十号）の一部を次のように改正する。
第十五条第三号中「十年間」を「十年三月間」に改める。

訓 令

○内閣府訓令第十三号
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年十二月二十一日
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表一「経済財政分析担当」の項中7から9までを削り、10及び11を二ずつ繰り上げ、6の次に次のように加える。
7 地域活性化交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十二年十二月二十一日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第一号
平成二十四年歌会始のお題は、次のように定められた。
岸
平成二十三年一月十四日
宮内庁長官 羽毛田信吾

○政治資金適正化委員会告示第二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十三年一月十四日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一
登録番号 登録年月日 氏 名
三八四一 二二 一七 大石 一良
三八四二 二二 一七 折田 武尚
三八四三 二二 一七 大森志寿夫
三八四四 二二 一七 長井 哲朗

○法務省告示第十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十三年一月十四日
法務大臣 仙谷 由人

- 住所 東京都品川区南大井5丁目9番8号 梁政孝 平成5年3月31日生
- 住所 大分県中津市永添276番地2 金崎 昭和2年4月23日生
- 住所 奈良市押部町1323番地2 李明淑 昭和52年5月18日生
- 住所 京都府舞鶴市田中町28番地14 金勉 昭和31年3月9日生
- 住所 熊本県下 昭和30年10月4日生 橋本直子 昭和56年11月20日生
- 住所 金沢市 昭和59年9月12日生 金真也 昭和59年9月12日生
- 住所 大阪府東大阪市瓜生堂1丁目4番3-102号 金有史 昭和58年6月28日生
- 住所 京都市左京区北山三原瀬ノ内町6番地 千純政 昭和21年6月24日生
- 住所 千葉県代子 昭和23年4月23日生
- 住所 京都市伏見区羽衣新藤川町555番地67 榎春代 昭和54年7月28日生

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第十条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中 第三

十八條の十八第一項第三号の規定による記録の保存

を 第三十八條の十八第一項第三号の規定

による記録の保存
に改める。

別表第二特定化学物質障害予防規則の項中 第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録

を 第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録
に改める。

附則

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生規則第八十六條第一項及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十八條第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十三年七月一日前に労働安全衛生規則別表第七の十六の項から十八の項までの上欄に掲げる機械等であつて、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第二号15若しくは19の2に掲げる物又は第二条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)以下「新特化則」という。別表第一第十五号若しくは第十九号の二に掲げる物(以下「酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等」という)に係るもの、労働安全衛生規則別表第七の二十の二の上欄に掲げる機械等であつて、一・四・一・ジクロロエーテン又は一・四・一・ジクロロエーテンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「一・四・一・ジクロロエーテン等」という)に係るもの又は第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第七の二十の四の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第四条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置)

第五条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第四条及び第五条の規定は、適用しない。

(特定化学設備に関する経過措置)

第六条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十三条から第十七条まで、第十八条の二、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)

第七条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

第八条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場で酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を合計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

第九条 酸化プロピレン等又は一・一・一・ジメチルヒドランジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第二十一条の規定は、適用しない。

(一・四・一・ジクロロエーテン等に関する経過措置)

第十条 一・四・一・ジクロロエーテン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所等であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第三十八條の十七第一項第一号の規定は、適用しない。

(一・三・一・プロパンスルホン等に関する経過措置)

第十一条 一・三・一・プロパンスルホン又は一・三・一・プロパンスルホンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、新特化則第三十八條の十九第一号、第三号から第九号まで及び第十七号の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第六項第九号並びに第十四條第一項及び第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十四日

厚生労働大臣 細川 律夫

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の一部分を次のように改正する。

第一条 第三十三号を第三十四号とし、第三十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 薬剤耐性アシネトバクター感染症

第六条の表の五の項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に、「薬剤耐性アシネトバクター感染症」を加える。

第七条第一項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に、「薬剤耐性アシネトバクター感染症」を加える。

附則

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>一類感染症 (略)</p> <p>二類感染症 (略)</p> <p>三類感染症 (略)</p> <p>四類感染症 (18) E 型肝炎、(19) ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)、(20) A 型肝炎、(21) エキノコックス症、(22) 黄熱、(23) オウム病、(24) オムスク出血熱、(25) 回帰熱、(26) キャサナル森林病、(27) Q 熱、(28) 狂犬病、(29) コクシジオイデス症、(30) サル痘、(31) 腎症候性出血熱、(32) 西部ウマ脳炎、(33) ダニ媒介脳炎、(34) 炭疽、(35) チクングニア熱、(36) つつが虫病、(37) デング熱、(38) 東部ウマ脳炎、(39) 鳥インフルエンザ (H 5 N 1 を除く)、(40) ニパウイルス感染症、(41) 日本紅斑熱、(42) 日本脳炎、(43) ハンタウイルス肺症候群、(44) B ウイルス病、(45) 鼻疽、(46) ブルセラ病、(47) ベネズエラウマ脳炎、(48) ヘンドラウイルス感染症、(49) 発しんチフス、(50) ボツリヌス症、(51) マラリア、(52) 野兎病、(53) ライム病、(54) リッサウイルス感染症、(55) リフトバレー熱、(56) 類鼻疽、(57) レジオネラ症、(58) レプトスピラ症、(59) ロッキー山紅斑熱</p> <p>五類感染症 (全数) (60) アメーバ赤痢、(61) ウイルス性肝炎 (E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)、(62) 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(63) クリプトスポリジウ</p>	<p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象</p> <p>一類感染症 (略)</p> <p>二類感染症 (略)</p> <p>三類感染症 (略)</p> <p>四類感染症 (18) E 型肝炎、(19) ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)、(20) A 型肝炎、(21) エキノコックス症、(22) 黄熱、(23) オウム病、(24) オムスク出血熱、(25) 回帰熱、(26) キャサナル森林病、(27) Q 熱、(28) 狂犬病、(29) コクシジオイデス症、(30) サル痘、(31) 腎症候性出血熱、(32) 西部ウマ脳炎、(33) ダニ媒介脳炎、(34) 炭疽、(35) つつが虫病、(36) デング熱、(37) 東部ウマ脳炎、(38) 鳥インフルエンザ (H 5 N 1 を除く)、(39) ニパウイルス感染症、(40) 日本紅斑熱、(41) 日本脳炎、(42) ハンタウイルス肺症候群、(43) B ウイルス病、(44) 鼻疽、(45) ブルセラ病、(46) ベネズエラウマ脳炎、(47) ヘンドラウイルス感染症、(48) 発しんチフス、(49) ボツリヌス症、(50) マラリア、(51) 野兎病、(52) ライム病、(53) リッサウイルス感染症、(54) リフトバレー熱、(55) 類鼻疽、(56) レジオネラ症、(57) レプトスピラ症、(58) ロッキー山紅斑熱</p> <p>五類感染症 (全数) (59) アメーバ赤痢、(60) ウイルス性肝炎 (E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)、(61) 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(62) クリプトスポリジウ</p>

新	旧
<p>ム症、(64)クロイツフェルト・ヤコブ病、(65)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(66)後天性免疫不全症候群、(67)ジアルジア症、(68)髄膜炎菌性髄膜炎、(69)先天性風しん症候群、(70)梅毒、(71)破傷風、(72)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(73)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(74)風しん、(75)麻しん</p>	<p>ム症、(63)クロイツフェルト・ヤコブ病、(64)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(65)後天性免疫不全症候群、(66)ジアルジア症、(67)髄膜炎菌性髄膜炎、(68)先天性風しん症候群、(69)梅毒、(70)破傷風、(71)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(72)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(73)風しん、(74)麻しん</p>
<p>新型インフルエンザ等感染症 (102)新型インフルエンザ、(103)再興型インフルエンザ</p>	<p>新型インフルエンザ等感染症 (100)新型インフルエンザ、(101)再興型インフルエンザ</p>
<p>2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (76)RSウイルス感染症、(77)咽頭結膜熱、(78)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(79)感染性胃腸炎、(80)水痘、(81)手足口病、(82)伝染性紅斑、(83)突発性発しん、(84)百日咳、(85)ヘルパンギーナ、(86)流行性耳下腺炎、(87)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、(88)急性出血性結膜炎、(89)流行性角結膜炎、(90)性器クラミジア感染症、(91)性器ヘルペスウイルス感染症、(92)尖圭コンジローマ、(93)淋菌感染症、(94)クラミジア肺炎（オウム病を除く）、(95)細菌性髄膜炎、(96)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(97)マイコプラズマ肺炎、(98)無菌性髄膜炎、(99)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(100)薬剤耐性アシネトバクター感染症、(101)薬剤耐性緑膿菌感染症</p>	<p>2 定点把握の対象 五類感染症（定点） (75)RSウイルス感染症、(76)咽頭結膜熱、(77)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(78)感染性胃腸炎、(79)水痘、(80)手足口病、(81)伝染性紅斑、(82)突発性発しん、(83)百日咳、(84)ヘルパンギーナ、(85)流行性耳下腺炎、(86)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、(87)急性出血性結膜炎、(88)流行性角結膜炎、(89)性器クラミジア感染症、(90)性器ヘルペスウイルス感染症、(91)尖圭コンジローマ、(92)淋菌感染症、(93)クラミジア肺炎（オウム病を除く）、(94)細菌性髄膜炎、(95)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(96)マイコプラズマ肺炎、(97)無菌性髄膜炎、(98)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(99)薬剤耐性緑膿菌感染症</p>
<p>法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (104)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(105)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）</p>	<p>法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (102)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(103)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>第3～第4（略）</p>	<p>第3～第4（略）</p>

新	旧
<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者(第2の(51)を除く)を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第2の(60)、(62)、(64)、(65)、(66)、(68)、(69)、(71)、(72)、(73)、(74)又は(75)の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師 (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者(第2の(20)及び(50)を除く)を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第2の(59)、(61)、(63)、(64)、(65)、(67)、(68)、(70)、(71)、(72)、(73)又は(74)の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検体票を添付して依頼するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>ウ～キ (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p>

新

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(76)から(86)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	3+ (人口-7.5万人) / 5万人

- ② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

旧

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(75)から(85)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	3+ (人口-7.5万人) / 5万人

- ② 対象感染症のうち、第2の(86)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

新

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	3 + (人口 - 12.5万人) / 10万人

- ③ 対象感染症のうち、第2の(88)及び(89)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	1 + (人口 - 12.5万人) / 15万人

- ④ 対象感染症のうち、第2の(90)から(93)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

旧

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	3 + (人口 - 12.5万人) / 10万人

- ③ 対象感染症のうち、第2の(87)及び(88)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	1 + (人口 - 12.5万人) / 15万人

- ④ 対象感染症のうち、第2の(89)から(92)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

新

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	1 + (人口 - 7.5万人) / 13万人

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① (略)
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(77)、(78)、(79)、(81)、(84)、(85)及び(86)を対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(87)を対象感染症とすること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(88)及び(89)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(95)及び(98)を対象感染症とすること。

3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤（第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報を除く）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2)のアの④及び⑤（第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報のみ）

旧

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	1 + (人口 - 7.5万人) / 13万人

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(93)から(99)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。

- ① (略)
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(76)、(77)、(78)、(80)、(83)、(84)及び(85)を対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(86)を対象感染症とすること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(86)及び(88)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(94)及び(97)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤（第2の(95)、(98)及び(99)に関する患者情報を除く）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2)のアの④及び⑤（第2の(95)、(98)及び(99)に関する患者情報のみ）により選定され

新	旧
<p>により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p>	<p>た患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (1) (略)</p>	<p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (1) (略)</p>
<p>(2) 定点の選定</p>	<p>(2) 定点の選定</p>
<p>ア 疑似症定点</p>	<p>ア 疑似症定点</p>
<p>疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</p>	<p>疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</p>
<p>対象疑似症のうち、第2の(104)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を第一号疑似症定点として指定すること。</p>	<p>対象疑似症のうち、第2の(102)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)又は内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を第一号疑似症定点として指定すること。</p>
<p>また、第2の(105)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)又は皮膚科を標榜する医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの)を第二号疑似症定点として指定すること。</p>	<p>また、第2の(103)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)、内科を標榜する医療機関(主として内科医療を提供しているもの)又は皮膚科を標榜する医療機関(主として皮膚科医療を提供しているもの)を第二号疑似症定点として指定すること。</p>
<p>なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。</p>	<p>なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。</p>

新

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7+6 \times (\text{人口}-12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

旧

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7+6 \times (\text{人口}-12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

(3) (略)

5～6 (略)

第6 (略)

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

|

|